

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
98	産前産後の家事支援及び育児支援に関する事務 基礎項目評価書【当初は特定個人情報を使用予定で作成したが、事務開始時から使用せず平成30年3月22日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、産前産後の家事支援及び育児支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市長

## 公表日

平成30年3月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	産前産後の家事支援及び育児支援に関する事務
②事務の概要	<p>当事務は岡崎市産前産後ホームヘルプサービス事業実施要綱に基づき、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の一つとして、妊娠中及び出産後間もない時期で体調不良等により、日中家族から支援が受けられない方に対してヘルパー等を派遣して、家事や育児の支援を行うことを通じ、母子の心身の健康を維持するとともに児童及びその家庭の福祉の向上を図っている。</p> <p>当事務では、次に掲げる業務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 産前産後ホームヘルプサービス事業の利用申請を受付ける。</li><li>(2) 提出された書類の確認及びサービスの利用資格を審査し利用可否及び自己負担額の有無を決定する。</li><li>(3) 申請者へサービス利用の承認(不承認)の決定を通知する。</li><li>(4) ヘルパーサービス事業者へサービス事業利用決定を通知する。</li><li>(5) ヘルパーサービス利用後事業者から提出される事業実施確認書及び利用実施報告書により事業者へ補助額分を支払う。</li><li>(6) サービス利用の変更、中止及び取消す場合その旨をサービス利用者に通知する。</li></ol> <p>特定個人情報ファイル 本事務における特定個人情報ファイルは、サービス利用承認及び自己負担額有無の審査をする際に使用する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1 専用システムなし(エクセル管理)</li><li>2 福祉総合システム</li><li>3 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム)</li><li>4 中間サーバー</li><li>5 宛名管理システム</li><li>6 住民基本台帳ネットワークシステム</li><li>7 既存住民基本台帳システム(住民記録システム)</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
産前産後の家事支援及び育児支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号利用法」という。)</p> <p>・番号利用法第9条2項</p> <p>・岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条別表第1 第14の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岡崎市こども部家庭児童課
②所属長	家庭児童課長 青山 康代
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡崎市こども部家庭児童課 444-8601 愛知県岡崎市十五町二丁目9番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡崎市こども部家庭児童課 444-8601 愛知県岡崎市十五町二丁目9番地 0564-23-6745

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

